

平成 26 年 度

芦屋市公営企業会計決算審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 6 号

平成 27 年 8 月 18 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 森 しずか

平成 26 年度芦屋市公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により，審査に付された平成 26 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）の決算及び決算附属書類を審査した結果，その意見を次のとおり提出する。

目 次

I 審査の対象	1
II 審査の期間	1
III 審査執行者	1
IV 審査の方法	1
V 審査の結果	1
地方公営企業会計制度の改正に伴う影響について	2
病院事業会計	3
水道事業会計	43

地方公営企業会計制度の改正に伴う影響について

1 概要

平成 24 年 2 月に施行された地方公営企業法施行令等の改正に伴い、病院事業会計及び水道事業会計の決算は今回から新たな会計基準が適用されている。このため今回の決算に係る財務諸表については前年度と数値の大きな変動が生じている項目があり、この点について留意する必要がある。特に変動の大きな項目は以下の通りである。

2 会計基準の見直しについて（主なもの）

- (1) 借入資本金（企業債）についての見直し
- (2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度の見直し
- (3) 引当金（退職手当や賞与等）の見直し

3 損益計算書への影響について（病院別表 3・26 ページ，水道別表 4・62 ページ）

- (1) 固定資産の償却制度の見直し関係
営業外収益に長期前受金戻入金が計上される。
- (2) 引当金関係
引当金（退職給付引当金，賞与引当金）の見直しに伴い，その他特別損失が計上される。

4 貸借対照表への影響について（病院別表 7・34 ページ，水道別表 7・68 ページ）

- (1) 借入資本金関係
借入資本金は負債へ計上される（前年度は資本に計上）。このうち，1 年以内に返済期限が到来する債務は，流動負債に計上され，それ以外は固定負債に計上される。
- (2) 固定資産の償却制度等の見直し関係
償却資産の取得等のため交付される補助金，工事負担金等については，長期前受金として負債（繰延収益）に計上したうえ，減価償却見合い分は順次収益化することとされた。これにより，これまで資本剰余金に計上されていた補助金等のうち，未償却部分は負債（繰延収益・長期前受金）に，既償却部分はその他未処分利益剰余金変動額に計上される。
- (3) 引当金関係
退職給付引当金及び賞与引当金が負債，貸倒引当金が資産へ計上される（いずれも前年度は計上なし）。